

覚醒剤研究者指定申請書

県 収 入 証 紙

消印しないこと

覚醒剤取締法第4条第2項の規定により覚醒剤研究者の指定を申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

徳島県知事

殿

研究所の所在地及び名称	
覚 醒 剤 を 必 要 と す る 研 究 事 項	
参 考 事 項	

備考 1 字は、墨又はインクを用い、楷書ではっきり書くこと。
2 参考事項欄には、月平均覚醒剤使用予想量その他参考事項を記載すること。